

学校法人京都文教学園個人情報の保護に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人京都文教学園及び学園が設置する各学校(以下「各学校等」という)、における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定め、各学校等の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、各学校の学生、生徒、児童および園児(以下あわせて「在学生」という)、卒業生、在学生の保護者および保証人、学園の役員および職員(学園と雇用関係にあるものをいい、非常勤講師、非専任職員等を含む。以下同じ)、ならびにこれらに準ずる者(入学志願者を含む)に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

2 この規程において「保有個人情報」とは、職員が職務上作成、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、各学校等が保有しているものをいう。ただし、文書、図画及び電磁的に記録されているものに限る。

3 この規程において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために、氏名、生年月日その他の記述等により、特定の保有個人情報を容易に検索することを目的に体系的に構成したもの。

4 この規程において「情報主体」とは、個人情報によって識別される特定の個人並びに当該個人の保護者、保証人及び法定代理人を含む(以下「本人」という)をいう。

(基本原則)

第3条 各学校等が持つ個人情報は、教育研究および生活指導、進路指導等に積極的に活用すると同時に、在学生等の個人情報、職員の個人情報が、個人情報保護の観点から慎重に取り扱われるべきである。したがって、個人情報を取り扱う者は、次に規定する基本原則にのっとり、個人情報の適正な取り扱いにつとめなければならない。

(1) 個人情報は、その利用の目的が明確にされるとともに、当該目的の達成に必要な範囲内で取り扱われなければならない。

(2) 個人情報は、適法かつ適正な方法で取得されなければならない。

- (3) 個人情報、その利用の目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保たれなければならない。
- (4) 個人情報の取り扱いにあたっては、漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられるよう配慮されなければならない。
- (5) 個人情報の取り扱いにあたっては、本人が適切に関与し得るよう配慮されなければならない。

(所属長等の責務)

第4条 京都文教学園理事長(以下「理事長」という)は、この規程及び関係法令等の趣旨に基づいて個人情報の適正な取扱いを行うために必要な施策を実施するとともに、保有個人情報の管理を統括する。

- 2 京都文教学園法人事務局長(以下「事務局長」という)は、理事長の前項の業務を補佐し、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、第6条に定める個人情報保護管理責任者を指導し、個人情報の保護に関連する問題が生じた場合には、適切に対処するものとする。
- 3 個人情報保護管理責任者は、当該学校が保有する保有個人情報の適切な管理のために権限の明確化、権限を持たない者の取り扱いの禁止、必要な知識・経験を有していると認められる者を管理者にすること、必要な教育・研修を行う等の必要な措置を講じるとともに、それらを明文化し、所属する職員が個人情報を適正に取扱うように指導し、それに関連する問題が生じた場合には、適切に対処するものとする。

(職員の責務)

第5条 個人情報は認められた権限があるもののみが扱える。

- 2 個人情報を取扱う職員は、法令及びこの規程を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、保有個人情報の正確性及び安全性の確保に努めなければならない。
- 3 個人情報を取扱う職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 4 前項の規定は、職員がその職を退いた場合にあっては同様とする。

(個人情報保護管理責任者)

第6条 この規程の目的を達成するため、個人情報保護管理責任者(以下「管理責任者」という)を置く。

- 2 管理責任者は、各学校等の所属長をもって充てる。
- 3 管理責任者はこの規程の定めに従い個人情報取扱者を指名し、その所管する業務の範囲内における個人情報について、これを適正に取扱うよう指導し、監督するとともに、その取扱いならびに所管する保有個人情報の開示及び訂正等の請求に関し、これを適正

に処理する責任を負う。

- 4 保有個人情報の管理責任範囲について疑義が生じた場合は、当該管理責任者間の協議により、これを定めるものとする。

(個人情報保護管理者)

第7条 管理責任者は個人情報保護管理者(以下「管理者」という)を指名する。

- 2 管理者は関連する業務について職員を指導・監督する。

第2章 個人情報保護委員会

(委員会)

第8条 各学校等の個人情報の保護に関する重要事項を審議するため、個人情報保護委員会(以下「委員会」という)を置く。

(審議事項)

第9条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 個人情報の保護に関する基本的施策に関する事項
- (2) 管理責任者から保有個人情報の取扱い、開示、訂正、不服申立て等について付議された事項
- (3) 第6条第4項による管理責任者間の協議が整わなかった場合の取扱いに関する事項
- (4) その他、個人情報の保護に関する重要な事項

(関連機関の意見聴取)

第10条 委員会は、コンピュータを用いて管理する個人情報の取扱いについて審議するとき、必要に応じて各学校等に設けられた情報システムの管理・運営に関する委員会等の意見を聴くものとする。

- 2 前項のほか、委員会は前条に規定する事項の審議のため、関係する諸機関の意見を求めることができる。

(委員会の構成)

第11条 委員会は、次の委員により構成する。

- (1) 理事長、事務局長及び各学校の管理責任者
- (2) 各学校の管理責任者が指名する者。

(委員長及び副委員長)

第12条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は理事長をもって充て、副委員長は事務局長をもって充てる。

- 3 委員長は、委員会を招集し会議の議長となり委員会の業務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を行う。

(運営)

- 第13条 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開き、議決することができない。ただし、やむを得ない事由のため出席できない委員が、あらかじめ書面により自己の意思を表示して他の委員に委任した場合は、これを出席者とみなす。
- 2 委員会の議事は委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 3 委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聴くものとする。
 - 4 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長がこれを定める。

(事務の所掌)

第14条 各学校等の個人情報の保護に関する主管部署は別表1の通りとする。

第3章 個人情報の取扱い

(保有の制限等)

- 第15条 個人情報の保有は、各学校等の業務又は教育・研究活動を遂行するために必要な場合に限るものとし、保有にあたってはその利用の目的(以下「利用目的」という)をできる限り特定しなければならない。
- 2 個人情報は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、これを保有してはならない。
 - 3 第1項の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の特定)

第16条 文書、図画及び電磁的記録に記録された個人情報を取得するとき、及び「本人」から直接書面(電磁的記録を含む)に記録された「本人」の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ「本人」に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき
- (2) 利用目的を「本人」に明示することにより、「本人」又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき

- (3) 出版、報道等により当該個人情報がすでに公にされているとき
- (4) 法令の規定に基づくとき、又は司法手続上必要なとき
- (5) 委員会が利用目的を明示することにより、各学校等の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認めるとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき、その他委員会が相当の理由があると認めるとき

(利用及び提供の制限)

第17条 保有個人情報は、利用目的以外の目的のために利用し、提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、提供することができる。ただし、「本人」又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 法令の規定に基づくとき
- (2) 「本人」の同意があるとき
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、「本人」の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 公衆衛生の向上又は在学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、「本人」の同意を得ることが困難であるとき
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、「本人」の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (6) 各学校等の業務又は教育・研究活動の遂行に必要で保有個人情報を学園の内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき
- (7) 委員会が、「本人」以外の者に提供することが明らかに「本人」の利益になると認めるとき
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成のために保有個人情報を提供するとき、その他委員会が相当の理由があると認めるとき

3 前項により利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、提供するときは対象とする保有個人情報の範囲をできる限り特定するものとし、個人情報のうちの必要な事項に限定して利用し、提供しなければならない。

4 第2項第5号の場合にあっても、管理責任者は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該保有個人情報の利用を特定の組織単位に限るものとする。

5 管理責任者は、第2項により利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供するときは、その事実を記録しなければならない。

(提供を受ける者に対する措置要求)

第18条 管理者は、所管する保有個人情報を提供する必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的もしくは方法の制限、その漏えいの防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(正確性の確保)

第19条 管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内で、所管する保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない。

(安全確保の措置)

第20条 管理者は、所管する保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止、その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、各学校等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が、受託した業務を行う場合について準用する。

(委託に伴う取扱い)

第21条 個人情報の取扱いを含む業務を外部委託する場合は、当該契約において、個人情報の適正な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 前項の委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関連して知り得た個人情報の内容を他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(外部要員の受入れに伴う取扱い)

第22条 前条の規定は、個人情報の取扱いを含む業務を行うため、外部から要員を受入れる場合について準用する。

第4章 個人情報ファイル

(保有等に関する事前通知)

第23条 各学校等において個人情報ファイルを保有しようとするときは、管理責任者は、あらかじめ理事長に対し、次に掲げる事項を一般起案文書をもって届出なければならない。届出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 当該組織単位の名称及び管理者の職名
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目及び個人情報ファイルに記録される「本人」の範囲

- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法
 - (6) 個人情報ファイルに記録された個人情報を当該組織単位以外のものに経常的に提供する場合にはその提供先
 - (7) 第24条第3項の規定に基づき、個人情報ファイルに記録された項目の一部もしくは個人情報の収集方法や提供先を、個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、その旨を届け出る
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、これを適用しない。
- (1) 各学校等の機密その他学園の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
 - (2) 専ら試験的なコンピュータ処理の用に供するための個人情報ファイル
 - (3) 前項の規定による届出に係る個人情報ファイルに記録されている個人情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルで、その利用目的、記録されている個人情報の項目及び範囲等が、当該届出に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (4) 1年以内に消去することとなる個人情報のみを記録する個人情報ファイル
 - (5) 資料その他の物品もしくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する個人情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他送付や連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものと認められたもの
- 3 管理責任者は、第1項に規定する事項を届出した個人情報ファイルの保有を中止したときは、遅滞なく、理事長に一般起案文書をもってその旨を届出なければならない。

(個人情報ファイル簿)

第24条 事務局長は、各学校等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を記載した帳簿としての「個人情報ファイル簿」を作成し、法人庶務部に備え置くものとする。

- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、これを適用しない。
- (1) 前条第2項第1号から第6号までに掲げる個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、事務局長は、個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、委員会に報告の上、個人情報ファイルに記録された項目の一部もしくは事項を個人情報ファイル簿に記載しないことができる。

第5章 個人情報の開示、訂正等

(開示請求)

第25条 個人情報によって識別される「本人」は、この規程の定めるところにより、各学

校等が保有する自己に関する保有個人情報の開示を請求することができる。ただし、本人の同意があるとき、又は委員会が認めたときは、当該本人の保護者又は保証人もしくは法定代理人による開示の請求を妨げない。

- 2 前項の請求(以下「開示請求」という)にあたっては、本人であること(当該本人の保護者又は保証人もしくは法定代理人である時はその旨)を明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書(本人の同意に基づく当該本人の保護者又は保証人もしくは法定代理人による開示請求にあつては、本人の同意書を含む)を、当該の開示請求に係る保有個人情報を所管する管理責任者あてに提出しなければならない。
- 3 管理責任者は、開示請求を受けたときは、当該保有個人情報を開示(当該本人の保有個人情報が存在しないときに、その旨を知らせることを含む。以下同じ)するものとする。ただし、開示請求に係る保有個人情報が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。
 - (1) 「本人」又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき
 - (2) 開示請求の対象となる保有個人情報に、第三者の個人情報が含まれているとき
 - (3) 個人の指導、評価、診断、選考等に関する個人情報であつて、開示をすることにより当該の指導、評価、診断、選考等に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (4) 委員会が、開示をすることにより各学校等の業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、委員会が相当の理由があると認めるとき

(開示の決定)

第26条 管理責任者は、所管する保有個人情報の開示請求を受けたときは、遅滞なく、当該開示請求に係る保有個人情報の開示について決定しなければならない。

- 2 管理責任者は、所管する保有個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、開示請求をした者に対し、その理由を文書により通知しなければならない。

(開示の方法)

第27条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは印字装置による出力物の閲覧又は写しの交付により行う。ただし、それらの方法による開示が困難である場合には、他の適切な方法により行うことができる。

(訂正等の請求)

第28条 「本人」は、各学校等が保有する自己に関する保有個人情報について、その内容に誤りがあると認められる場合は、当該保有個人情報を所管する管理責任者に対し、訂

正又は追加(以下「訂正等」という。)を請求することができる。

- 2 第25条第2項の規定は、保有個人情報の訂正等の請求をする場合について準用する。
- 3 管理責任者は、第1項の請求を受けたときは、その内容の訂正等に関し各学校等の諸規程、ならびに法令の規定において特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において遅滞なく当該請求に係る事実を調査・確認し、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。
- 4 管理責任者は、前項により所管する保有個人情報の内容の全部もしくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない決定をしたときは、訂正等を請求した者に対し、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む)を通知しなければならない。

(取扱い停止の請求)

第29条 「本人」は、各学校等が保有する自己に関する保有個人情報が、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱われていると認められる場合は、当該保有個人情報を所管する管理責任者に対し、その取り扱いの停止を請求することができる。

- 2 第25条第2項の規程は、保有個人情報の取り扱い停止の請求をする場合について準用する。
- 3 管理責任者、第1項の請求に理由があることが判明したときは、これを是正するために必要な限度で、当該保有個人情報の取り扱いを停止しなければならない。
- 4 管理責任者は、前項により所管する保有個人情報の全部もしくは一部について取扱いを停止したとき、又は取扱いの停止を行わない旨の決定をしたときは、取扱いの停止を請求した者に対し、その旨を通知しなければならない。

(提供停止の請求)

第30条 「本人」は、各学校等が保有する自己に関する保有個人情報が、不当に第三者に提供されていると認められる場合は、当該保有個人情報を所管する管理責任者に対し、第三者への提供の停止を請求することができる。

- 2 第25条第2項の規定は、保有個人情報の第三者への提供の停止を請求する場合について準用する。
- 3 管理責任者は、第1項の請求に理由があることが判明したときは、当該保有個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。
- 4 管理責任者は、前項により所管する保有個人情報の全部もしくは一部について第三者への提供を停止したとき、又は第三者への提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、第三者への提供の停止を請求した者に対し、その旨を通知しなければならない。

(不服の申立て)

第31条 「本人」は、各学校等が保有する自己に関する保有個人情報の取扱いについて不

服がある場合は、委員会に対し不服の申立てをすることができる。

- 2 前項の申立てをするときは、「本人」であることを明らかにし、当該申立てに必要な事項を明記した文書を、当該保有個人情報を所管する管理責任者を経て、委員会あてに提出しなければならない。
- 3 委員会は、第1項の申立てがあったときは、速やかに申立て事項について審査する。この場合において、委員会は必要に応じ不服申立人、当該保有個人情報の管理責任者または当該保有個人情報を所管する部署の管理者および他の関係者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。
- 4 委員会は、審査終了後、その決定事項を不服申立人に文書で通知するものとする。

(理由の説明)

第32条 第28条第4項、第29条第4項、第30条第4項または前条第4項の規定により「本人」から求められた措置の全部または一部について、その措置をとらない旨を通知する場合、又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、「本人」に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

第6章 雑則

(適用除外)

第33条 各学校等が保有する保有個人情報のうち、分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるため、その中から特定の保有個人情報を検索することが困難であるものは、前章の規定の適用については学園に保有されていないものとみなす。

- 2 各学校等が保有する個人情報であって、個人情報ファイル化されないで文書、図画及び電磁的記録に散在的に記録されている個人情報については、前章の規定の適用については学園に保有されていないものとみなす。

(教育・研修)

第34条 理事長は、この規程および関係法令等の趣旨にそって、個人情報の適正な取扱いを確保するため、管理責任者・管理者及び取扱者に対する必要な教育、研修等を年1回定期的に実施するものとする。

(監査)

第35条 理事長は、各学校等における個人情報の取扱いについて、年1回定期的に監査を行うものとする。

- 2 理事長は、前項の監査を行うにあたっては、監査担当者を任命するものとする。
- 3 監査担当者は、監査の結果を理事長に報告しなければならない。

(補則)

第36条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第37条 この規程の改廃は、委員会の議を経て理事会がこれを行う。

附 則

この規程は平成17年4月1日から施行する。